

医 薬 第 5 8 1 号
令和 5 年 1 2 月 1 2 日

公益社団法人岡山県医師会長 } 殿
一般社団法人岡山県病院協会長 }

岡山県保健医療部長

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

臓器移植医療の推進につきましては、平素から御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和 5 年 12 月 12 日付け、健生発 1212 第 13 号により厚生労働省健康・生活衛生局長から別添のとおり通知があったので、御了知の上、貴会会員への周知についてよろしく申し上げます。

記

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（令和 5 年 12 月 12 日付け、健生発 1212 第 13 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）

※本通知については、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

厚生発 1212 第 13 号
令和 5 年 12 月 12 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 153 号）が本日公布され、令和 6 年 1 月 1 日から施行されるところですが、その改正の内容は下記のとおりです。

つきましては、貴職におかれましては、その趣旨を踏まえ、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

記

1. 脳死判定基準に関する事項

脳死判定基準について、現行の方法によっては法的脳死判定が実施できない場合があることから、法的脳死判定における補助検査の位置付けを見直し、以下の改正を行ったこと。

- (1) 臓器の移植に関する法律施行規則（平成 9 年厚生省令第 78 号。以下「臓器移植法施行規則」という。）第 2 条第 2 項に規定する脳死判定基準について、眼球損傷、鼓膜損傷又は高位脊髄損傷のために、同項第 2 号に掲げる瞳孔の確認又は同項第 3 号に掲げる脳幹反射の消失の確認ができない場合に行わなければならない補助検査として、「脳血流の消失」を追加したこと。
- (2) 臓器移植法施行規則第 2 条第 5 項において、脳死判定において確認するよう努めなければならない事項として「脳血流の消失」を追加したこと。
- (3) その他所要の規定の整備を行うこと。

2. 施行日

令和 6 年 1 月 1 日